

# 御浜町新型コロナウイルス感染症対応給付金

## 【申請受付要項】

### I 給付金の概要

#### 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により緊急事態宣言が三重県内に発出されたことに伴う影響を鑑み、厳しい経営状況にある町内等事業者の事業継続を支援することを目的として対象事業者に給付金を支給します。

**給付金額** 1事業者当たり5万円（一律）

### II 申請要件

本給付金の申請要件は、次のいずれかに該当する事業者とします。

- ① 令和3年7月31日以前から、町内で商工業を主として営んでいる個人又は法人
- ② 令和3年7月31日以前から、町外で商工業を主として営んでいる、町内に居住し、住民票を有する個人

### III 申請手続き等

#### 1 申請に必要な書類

- ① 支給申請書
- ② 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）
- ③ 現に事業を営んでいることが分かる書類の写し（確定申告書等）
- ④ 振込先口座が確認できる書類（預金通帳の写し等）

※ただし、みえ熊野古道商工会会員が申請する場合は、②③の書類は提出不要です。

#### 2 申請書類の提出先

【みえ熊野古道商工会 御浜支所】

〒519-5203 御浜町大字下市木919-45

みえ熊野古道商工会 御浜支所内

御浜町新型コロナウイルス感染症対応給付金 申請受付 係

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、できるだけ郵送にてご提出をお願いします。

※郵送する場合、切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

### 3 支給申請書の入手方法

- ①商工会及び御浜町の公式ホームページからダウンロード可能です。
- ②商工会及び御浜町役場企画課窓口でお渡しします。

### 4 申請受付期間

令和3年11月10日（水）から12月15日（水）17時まで【必着】

### 5 支給決定

申請書類を受理した後、その内容を審査のうえ、適当と認められたときは給付金の支給を決定し、申請者に決定通知書を送付します。また、内容を審査のうえ適当と認められなかった場合は、給付金の不支給を決定し、申請者に通知するものとします。

### 6 お問い合わせ先

みえ熊野古道商工会御浜支所      TEL：05979-2-3220  
御浜町役場企画課                      TEL：05979-3-0507